

■ 先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(取引の取消し) 第7条の2 (略) <u>2 天災地変その他のやむを得ない理由により大阪証券取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において、大阪証券取引所が先物・オプション取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。</u> <u>3～5</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この約諾書は、平成20年6月16日から施行する。</p>	<p>(取引の取消し) 第7条の2 (略) (新設)</p> <p>2～4 (略)</p>